

I 契約取消もしくは契約無効確認請求関係

【事案 I - 1】契約無効確認・既契約掛金返還請求

・ 平成 26 年 4 月 15 日 裁定終了

<事案の概要>

加入時の誤った説明を信じて共済団体の勧める共済契約に加入するのが適当と判断してしまった、また、中途でも同様の説明を受け、解約時期を逸し損害を被ったとして、既払込掛金相当額の返還を求める申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済団体は、申立人に対し既払込掛金総額から解約返戻金等を差し引いた金額 215 万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 本件共済契約の加入検討段階で、「共済掛金を共済金額である 500 万円まで支払済みとなれば、共済金額 500 万円は保障される。仮に、その後に共済掛金の支払が継続された場合には、その後の支払分の全額が契約者に返還される」との説明を受け、加入した。
- (2) 加入後 4 年目に他県の共済団体に共済契約を移転した際に、「共済掛金を 500 万円支払った後は、共済金額 500 万円は保障され、共済掛金の支払義務はなくなる」との説明を受けた。
- (3) 加入検討時点で、上記 (1) のような誤った説明がなければ、本件共済契約には加入しなかった。また、上記 (2) のとおり加入後 4 年目時点で誤った説明を受けたことにより、解約する時期を逸し損害を被った。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 本件共済契約の締結時に、共済団体の担当者は申立人に対し、保障設計書を用い、共済掛金終身払特約を付加すると死亡時まで共済掛金を支払う必要があること、この特約を付加することで通常月払掛金より安い月払掛金となることを説明し、申立人はその点を理解して本件共済契約を締結したものである。
- (2) 加入後 4 年目の共済契約の移転時に、担当者が申立人から共済掛金の支払額が 500 万円に達した後の取扱いについて質問を受けたことはない。したがって、上記移転手続時に、担当者が申立人に対し、申立人が主張するような説明をしたことはない。

＜裁定の概要＞

審議会は、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、「申立人の請求は認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

(1) 争点は、本件共済契約締結の際及び同共済契約の移転手続の際、各共済団体担当者が、共済掛金支払合計額が 500 万円に達した時には共済金額 500 万円は保障されることになり、その後は、共済掛金の支払義務はなくなる旨の説明をしたか否かである。

(2) 本件共済契約が共済掛金終身払特約の付加された終身共済契約であることは、本件共済契約の申込書 1 枚目右側「お申込みの内容」中の「特約の付加等」の欄の記載、及び本件共済契約に係る約款が申立人に交付された際に同人から共済団体に提出された「お申込み内容（組合控）兼約款受領書」の記載（「共済掛金終身払特約」の欄の「する」に○が付されている。）から客観的に明らかであり、また、本件共済契約の内容を証する「終身共済証書」には、「共済掛金払込期間 終身」と記載されており、通常は、これらの記載自体から、本件共済契約における共済掛金の払込期間は終身にわたるものであることを理解することができるはずである。

さらに、本件共済契約に係る約款中の「共済掛金終身払特約」に関する規定の冒頭に「共済掛金終身払特約は、共済掛金の払込方法として共済掛金を終身にわたって払い込むことができるようにするためのものです。」との説明文が掲げられており、これによれば、共済掛金終身払特約の付加された終身共済契約にあっては、申立人が主張するような共済金額に満つるまで共済掛金が支払われた場合にはその後の共済掛金の支払義務はなくなるという解釈が成立する余地はないというべきである。

(3) 本件共済契約が、申立人において同契約の内容、共済掛金の振込み等について共済団体の担当者から説明を受けた上で締結に至ったことは、申立人の自認するところであり、その際の説明において、共済団体の担当者が、本件共済契約における最も基本的な事項の 1 つである共済掛金の払込みの点について、共済掛金終身払特約の存在にかかわらず、申立人が主張するような説明をすることはおよそ想定し難いところである。

また、本件共済契約の移転を引き受けた共済団体は、そもそも移転時に申立人から共済掛金についての質問を受けたこと自体を否定しているが、仮に、上記質問を受けたとしても、同団体が申立人が主張するような説明をすることが想定しがたいことは同様である。

したがって、争点に係る当事者双方の主張については、被申立人に理があるものというべきである。

(4) 以上により、申立人の争点に係る主張は、採用することができない。